

中城村子どもの読書活動推進計画

～読書で広げる想像力と生きる力～

(案)



平成30年1月

中城村教育委員会

中城村子どもの読書活動推進計画(案) 目次

第1章 計画策定の意義

1. 子どもの読書活動の意義 1
2. 国の動向 1
3. 沖縄県の動向 2
4. 中城村における読書活動の現状 2

第2章 基本方針

1. 計画策定の目的 3
2. 計画策定の目標 3
3. 計画期間 3

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1. 家庭・地域における取り組み 4
2. 子育て支援センター・児童館・保育所・幼稚園における取り組み 5
3. 学校(小・中学校)における取り組み 7
4. 読書活動支援ボランティアによる取り組み 8
5. 護佐丸歴史資料図書館における取り組み 9

第4章 計画の効果的な推進に向けて

1. 関係機関・団体との連携・協力 11
2. 社会的気運の醸成 11
3. 財政上の措置 11

【資料編】

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律 12
2. 中城村子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱 14
3. 中城村子どもの読書活動推進計画策定の経緯 16
4. 読書活動に関するアンケート調査結果 18

第1章 計画策定の意義

1. 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」）といわれています。

読書は私たちが社会生活を営むうえでの活動の基盤となる教養・感性・価値観などを身に付けていくために重要な役割を果たしており、読書習慣を身につけることは、一生の財産として生きる力の基にもなります。また、読書の対象となる本には、人々が築いてきた古今東西のさまざまな文化・知識など、あらゆる分野が用意されており、それを読むことによって簡単に楽しみを享受することができるほか、物事を深く考えるきっかけにもなります。

しかし、近年は携帯電話やスマートフォン、インターネットなど情報技術が発達・普及し、それと同時に子どもを取りまく生活環境も大きく変化しています。さらに、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。このように社会環境が大きく変化しているとはいえ、読書の重要性は増すことはあっても、決して減ることはありません。

情報化社会の進展は、さまざまな情報が大量に拡散することになります。それだけに、自分で考えることがますます重要になっており、読書の必要性がより一層強調されなければなりません。

中城村では、この基本計画に従って、すべての子どもが自主的に読書活動をおこなうことができるよう、読書機会の提供、関係機関や民間団体等の連携・協力、社会的気運醸成のための普及・啓発等、読書環境の整備を積極的に進めることにします。

2. 国の動向

平成11年8月、衆参両院において読書のもつ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動について国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の決議がなされました。平成13年11月には、議員立法により「子どもの読書活動の推進に関する法律」が国会に提出され、同年12月には公布・施行されました。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、毎年、4月23日を「子ども読書の日」とすることを定めています。また、「子ども読書活動の推進に関する基本計画」の策定・公表を国に義務づけたほか、地方公共団体は「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するように努めるとともに、公表することが謳われています。

国は、これを受けて平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第一次基本計画」）を策定・公表しました。（その後、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を策定・公表）。

平成20年6月には国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが決議され、読書推進に向けた気運を高めていくため、政・官・民が協力してあらゆる努力をすることが宣言され、それに関連する行事や取組等が実施されました。

3. 沖縄県の動向

沖縄県では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定を受けて、平成16年3月に「沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるEETプラン」（第一次推進計画）、平成21年3月に「第二次推進計画」、平成26年3月には「第三次推進計画」を策定しています。

そのうち、「第三次推進計画」では、「第二次推進計画」の成果と課題を踏まえ、その内容を更に継続しながら読書の質への転換などを充実させることにしています。

具体的には、「子どもが自ら読書に親しむ読書習慣を身につける必要」があるということ踏まえ、さらに「生活に必要な国語を正しく理解し使用することができるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら、新聞や科学雑誌等も含めた幅広い読み物に親しむ機会や発達の段階に応じた図書の提供、Newspaper in Education (NIE) の取組等により、読書の質的向上を図りつつ自主的な読書活動を推進」するとしています。

そのためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みが必要であり、「それぞれが担うべき役割を理解し、緊密に連携・協力し、社会全体で必要な体制の整備」に努めることにしています。

また、「子どもの読書活動を支える環境には地域間の格差がみられるため、図書館未設置町村への読書活動支援を積極的に展開し、すべての県民がいつでも、どこでも読書に親しめる環境の整備」に努めることにしています。

4. 中城村における読書活動の現状

本村では、これまで地域社会が一体となった子どもの読書活動を推進する体制が構築されておらず、また「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画の策定もおこなわれていませんでした。平成28年度に長年待ち望まれていた護佐丸歴史資料図書館が開館し、子どもたちをはじめ地域の人々が本に触れ、読書に親しむための役割を果たす中核的な施設としての期待が高まり、読書活動の推進を図る機運も盛り上がりつつあります。

こうした状況を踏まえ、従来、家庭・地域をはじめ保育園や児童館・幼稚園・小学校・中学校・ボランティア団体など各機関・団体で取り組まれている読書活動を体系的に取りまとめ、より積極的に読書活動を推進するための環境整備が必要になっています。

そのため「中城村子どもの読書活動推進計画」を策定することにしました。

第2章 基本方針

1. 計画策定の目的

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて、本村の子どもの読書活動推進のための取り組みについての方向性や施策を示したものです。

子ども読書活動は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」ということを踏まえ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動をおこなうことができるよう、家庭・地域・学校など社会全体で、総合的・計画的な環境整備を積極的に推進していくことを目的としています。

2. 計画策定の目標

前述の計画の目的を踏まえ、本村では以下の目標を定め、計画を推進していきます。

1) 子どもの成長に応じた読書環境の整備

乳幼児期からの読書環境を充実させることにより、子どもの成長に応じた読書の楽しさに気づき、自ら進んで読書に親しめる環境を整備していきます。

2) 家庭・地域・学校の相互連携

子どもの読書活動を推進するためには、社会全体で取り組むことが必要であり、家庭・地域・学校が相互に連携・協力し、一体となって取り組みます。

3) 読書活動に携わる人材の育成・支援

子どもの読書活動に関連する取り組みをおこなっている団体やサークルを支援するとともに、そのような活動に携わる人材の育成を支援する体制づくりを進めます。

4) 読書活動の啓発・広報

読書活動の意義や推進について、地域社会への啓発・広報をおこない、理解と関心を深めることで、子どもの読書活動を促進していきます。

3. 推進計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1. 家庭・地域における取り組み

1) 現状と課題

読書は、子どもが生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会生活を営むうえでの活動の基盤となる教養・感性・価値観などを身に着けていくために重要な役割を果たすといわれています。読書習慣を身につけることは、生きる力の基にもなります。

家庭は、子どもの生活の基盤であり、生活習慣など人間形成に大きな影響を与えます。子どもの読書活動を推進するうえでも、重要な役割を担う必要があります。

その一方で、近年は携帯電話やスマートフォン、インターネットなど情報技術が発達・普及し、読書への関心が希薄化するなど、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

文科省の調査によると、小学生ではテレビ等を見る時間やゲームで遊ぶ時間が長いほど、中学生・高校生ではメール等をする時間が長いほど読書時間が短いといわれ、また、マンガ・雑誌を読む時間が長いほど読書時間が短くなると指摘されています。これに対して、家族に本を買ってもらったり、紹介してもらったりする児童・生徒のほうが本を読んでいるという結果が出ています。

また、読書の好きな保護者の子どもは、読書が好きという傾向がみられ、家に本をたくさん置いたり、図書館に連れて行ったりするなどの支援を保護者がしている場合、そのような家庭では本を読むことが好きな児童・生徒の割合が高いともいわれています。

平成29年11月に村立幼稚園の保護者を対象に実施したアンケートによると、家庭において子どもに対して「現在も読み聞かせている」と答えた人が47.3%に達している一方で、「読み聞かせていなかった」という回答も9.5%あります。その中の読み聞かせていなかった理由としては、「時間がないから」が85.7%と最も多く、ほかに「何を読んであげたらいいかわからない」(28.6%)などの回答もあります。

また、平成28年5月に開館した護佐丸歴史資料図書館の利用状況については、開館以来1回も利用していない(「0回」)という回答が35.1%、「1~10回」が40.5%となっています。開館間もないとはいえ、読書活動推進の中核を担う同館が未だ十分に利用されていないのが現状です。

本村では平成29年度からブックスタート事業を始めました。この事業は、地域の乳児一般検診のさい、8~11か月児及びその保護者を対象に実施しているもので、絵本の読み聞かせをおこなうことにより、本や読書への関心を深めてもらうとともに、赤ちゃんと保護者が絵本を介して穏やかな気持ちでふれあう時間をもち、安心して子育てできる環境づくりや、赤ちゃんの健やかな成長の支援を目的にしています。

保護者からは、受けてよかったという声やずっと継続して欲しいという要望が寄せられています。その一方で、この事業について知らなかったという保護者も多く、十分に認知されていない面もあります。絵本をとおして、子どもの頃から本・読書に親しみ、関心を高めてもらうためにも、子育て世代にブックスタート事業についての周知を図り、気軽に利用してもらう必要があります。

こうしたことを踏まえると、読書活動の意義や役割を広く地域住民に周知するとともに、他地域における先進的な取り組み事例などの情報を提供し、家庭においても子どもの発達段階に応じた読書活動推進のための環境づくりに取り組むことが求められています。

核家族化が進み、地域とのつながりの希薄化が指摘されています。子どもたちが身近な地域で遊び、憩い、学び、触れ合える場の必要性が叫ばれるなかで、地域公民館などと連携した読書活動推進の取り組みも今後の大きな課題です。

2) 具体的な取り組み

- ① 読書活動の意義や役割について家庭・地域でともに考え連携し、読み聞かせの実施や本に親しみ、読書活動の習慣化につながる環境づくりに努めます。
- ② 護佐丸歴史資料図書館の積極的な利用と地域における活用を呼びかけ、家庭・地域における読書活動の推進に努めます。
- ③ ブックスタート事業の受講や乳幼児期から本に触れる機会の重要性を理解し、家庭の中で親子での絵本にふれあう時間づくりに積極的に取り組みます。
- ④ 図書館、児童館等の読み聞かせ会や読み聞かせ講習会等に参加し、家庭・地域における読書活動の充実に努めます。

2. 子育て支援センター・児童館・保育所・幼稚園における取り組み

1) 現状と課題

<子育て支援センター>

子育て支援センターは、乳幼児及び保護者が相互の交流、子育てについての相談・情報提供・助言その他の援助をおこなう施設で、中城村内には現在、村立の「中城村地域子育て支援センター」と、民間の「子育て支援センター ちゅらていーだ」、「子育て支援センターはるむの家」の3ヶ所あります。

村立の「中城村地域子育て支援センター」は、おもに0歳から3歳の乳児とその保護者等が利用しています。同センターでは、午前中の帰りの会に職員が絵本の読み聞かせをおこなうほか保護者への絵本の貸し出しにも取り組んでいます。また、利用者を対象に、専門家による「絵本の読み聞かせ」や「わらべうた」等の育児講座も毎年開催しています。民間の施設でも絵本や紙芝居の読み聞かせなどを通して、親子の触れ合いとともに、読書に親しむ環境づくりに取り組んでいます。

<なかよし児童館>

児童館は、児童に健全な遊び場を与え、話し合い、自由に遊び、多くの仲間と触れ合うなかで自己を伸ばし、楽しく過ごせる場所で、集団及び個別に指導し、健康で情操豊かな児童の健全育成を目的としています。村内には村立の「なかよし児童館」が吉の浦保育所に併設されています。対象は0歳から18歳ですが、一般的には小学生や中学生が多く利用しています。幼稚園児以下は保護者同伴を原則にしています。

なかよし児童館には図書館があり、子どもたちは、いつでも本を気軽に手に取り、読書できるようになっています。また、本の貸出は開館当初（平成21年）から実施しており、子どもが児童館

利用登録を行えば、保護者も借りることができます。本への関心を高めてもらう取り組みとして、日頃から、子どもたちに図書の整理を手伝ってもらったり、年末には図書館の大掃除をしてもらったりしています。また、地域、団体、個人から図書の寄贈を積極的に受け図書に関するサポート拡充も図っています。

全体的に話題になっている本や興味を引き付けるような本に限られており、子どもたちの要望に応えきれない面があり、図書の充実を図る必要があります。

<保育所(保育園・子ども園)>

村内には村立の保育所として「吉の浦保育所」があり、認可保育園として「ひよこの家保育園」「マシュー保育園」、認定子ども園として「はるゆめ保育園」「中城みなみ保育園」「クリスチャン教育センター保育園」「平安幼稚園」などがあります。そのほか認可外保育園、小規模保育、事業所内保育所などが10か所あります。

そのうち、村立の「吉の浦保育所」では、子どもたちが自由に絵本に触れられるように図書(絵本)コーナーを設けており、職員による読み聞かせがおこなわれています。また、それぞれの家庭で、絵本を通して親子が触れ合い、スキンシップが図れるよう、週末には絵本を貸し出すようにしています。

同所では、職員が沖縄の年中行事にまつわる由来や民話、わらべ歌、方言などについての勉強会を実施しており、読み聞かせの研修も今後の課題の一つです。

そのほか、以前は読み聞かせボランティアの取り組みもありましたが、共働きなどの家庭が多く、現在は取り組むのが厳しい状況です。地域の人々にいかに協力してもらうのか検討課題になっています。

保育所の子どもたちにも郷土の英雄・護佐丸について知って欲しいという声もありますが、幼児向けの絵本はないのが現状です。

<幼稚園>

幼稚園は、幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的に設置されています。村内には公立の中城幼稚園と津覇幼稚園があります。

両幼稚園では毎日、職員が帰りの会で読み聞かせをおこなっています。絵本の選定は季節や行事などを考慮し、年間計画に沿って決めています。各教室に絵本の棚を置き、子どもたちが触れやすいよう工夫するほか、よく見られる本や新刊書は関心を引くように利用しやすい場所に置くようにしています。家庭でも本や読書に親しんでもらうように毎週水曜日には絵本の貸出を実施し、そのさい保護者が当番を決め、貸出業務に当たっています。中城幼稚園では、毎週木曜日には地域ボランティアの「くれよんの会」が中城小学校と同じように読み聞かせを実施しています。

いずれの幼稚園でも園児たちに小学校の図書館体験を実施し、貸し出しの仕組みを学ぶよう指導しており、本に興味・関心を持たせる幼小連携の取り組みもおこなっています。

子どもたちは本が好きで、とくに動物や昆虫などの図鑑類はよく手に取って見えています。たとえば自分たちが見つけた昆虫が何という名前なのか、図鑑を見ながら調べたり、友だち同士で話し合ったりする光景が見られます。

2) 具体的な取り組み

- ① 図書コーナーを充実させ、子どもが意欲的に本に触れるような環境整備を図ります。
- ② 保護者や地域ボランティアと連携し、読み聞かせの充実を進めます。
- ③ 家庭でも読み聞かせできるよう絵本等の貸出を推奨します。
- ④ 護佐丸歴史資料図書館の団体貸出などを活用して子どもの要望に応えるようにします。

3. 学校(小・中学校)における取り組み

1) 現状と課題

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。学校教育法では、義務教育としておこなわれる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が謳われており、学習指導要領でも、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童(生徒)の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とされています。

学校では、各学年毎に図書館利用の年間計画を作成し、計画的に活用しており、授業が始まる前に朝の読書の時間を設け、児童・生徒は図書館から本を借りるなど、自主的な読書活動をおこなっています。その時間には、多くの子どもたちが図書館に集中することもあり、図書委員が貸出業務の手伝いをしています。

村内の各学校には図書館が設置され、司書を中心にさまざまな読書活動推進の取り組みがおこなわれています。たとえば、例年、6月には平和教育と連動させた展示コーナーを設け、また、読書月間等には読書に関するクイズラリーや読書感想文・画などの取り組みを実施しています。そのほか年間を通して季節や行事に合わせた本の展示をおこなうなど子どもたちに本への関心を持たせる工夫をしています。

中学校では、読書月間等に「私の1行」として全校生徒が本を紹介する取り組みを実施したり、読書標語も募集したりしています。

各学校とも図書委員が毎日、図書館の開館準備や図書資料の整理を手伝っており、本との関わりを深める取り組みをおこなっています。

村内の小・中学校では、保護者を中心に朝の読み聞かせがおこなわれており、読書活動推進に大きな役割を果たしています。中城小学校では18年ほど前から「くれよんの会」が毎週木曜日、中城南小学校では「おはなしの森の会」が毎週水曜日、中城中学校では「くわでいさーの会」が毎月第1月曜日に、それぞれ全クラスで実施しています。そのほか、中城小学校では平成29年度に授業参観日に合わせて、PTA文化部主催の講演会(「読み聞かせの効果について」)を開催し、保護者に対して読み聞かせ・読書への関心を高めてもらう取り組みもおこなっています。

村内の小学校5年生を対象にした「読書活動」に関するアンケート調査によると、読書については「好き」「どちらかというが好き」と回答した生徒が89.4%に達しています。また、読書をする場所については「学校の教室」(77.9%)、次いで「自分の家」(57.3%)、「学校の図書館」(54.8%)

となっており、学校との関わりが大きいことが分かります。

一方、中学生(2年生)を対象にした調査では「好き」「どちらかという好き」を合わせると77.0%となり、小学生よりは低くなっています。読書する場所については小学生と同じように「学校の教室」(70.6%)が最も多く、「自分の家」(42.7%)、「学校の図書館」(37.1%)の順になっています。

図書資料等の選定については、各学校とも毎年、先生方に各学科や総合学習、年間行事などに関連して必要な図書を挙げてもらい、その中から読書感想画などの指定書や参考図書などを勘案し、必要度の高いものから購入しています。また、読み聞かせボランティアからの要望や子どもたちのリクエストも参考にしています。しかし、先生方や子ども、地域の読み聞かせボランティアの要望には十分に答えられていないのが実情です。

子どもたちの中には借りる本の種類に偏りがあり、いろいろな分野に関心をもってもらうにはどうすればいいのか課題があります。また、高学年になるにしたがって読書量が減る傾向があり、その対策も必要です。

どの学校も古い本を抱え、その廃棄と図書の充実が課題になっています。

2) 具体的な取り組み

- ① 朝の読書活動を継続・充実させ、読書を習慣化させるよう取り組みます。
- ② 子どもたちが、自主的・意欲的に読書活動ができるように図書の充実と環境整備に努めます。
- ③ 読書月間等の周年行事に合わせ、展示を工夫するなど読書活動の推進に取り組みます。
- ④ 護佐丸歴史資料図書館との連携を強化し、団体借入などを活用して子どもたちの要望に応えるようにします

4. 読書活動支援ボランティアによる取り組み

1) 現状と課題

村内の小・中学校ではボランティアによる朝の読み聞かせがおこなわれています。中城小学校では「くれよんの会」が毎週木曜日、中城南小学校では「おはなしの森の会」が毎週水曜日、中城中学校では「くわでいさーの会」が毎月第1月曜日、いずれも授業開始前の10分～15分ほどを利用して全学年全学級で一斉に実施しています。

読み聞かせボランティアは保護者を中心に活動していますが、地域の人々も参加・協力しています。ふだん、参加が少ない父親に呼びかけ、年に1回父親による読み聞かせをおこなっている学校もあります。

読み聞かせに使用する本は、ボランティアのみなさんがそれぞれ学年に合わせ、推薦図書などを参考にして選定しています。

保護者や地域の人々が教室に入ると、子どもたちの意識や態度もふだんとは変わって、興味深く聞き入ってくれるなど、本への関心を高めるうえでも大きな役割を果たしています。

ボランティアのみなさんは読み聞かせ後、お互いに本の紹介をしたり、子どもの反応等について意見・情報交換したりしています。

地域のボランティアの募集は、PTA会員を中心に知人・友人等に声をかけ、参加・協力を依頼していますが、必ずしも十分に認知され、周知されているとはいえない側面もあります。また、現在、読み聞かせの取り組みを休止しているところもあり、あらためて、その意義や役割についてより積極的に保護者や地域に訴え、参加・協力を求める必要があります。

そのほか、読み聞かせボランティアの学校間の情報交換や連携、研修会の開催、人材育成などについても課題としてあげる人が多く、その仕組みづくりを検討する必要があります。

2) 具体的な取り組み

- ① 朝の読書活動を継続・充実させ、読書を習慣化させるよう取り組みます。
- ② 読み聞かせの意義と役割について周知を図り、参加・協力者の拡大を目指します。
- ③ 学習会・研修会等を企画し、常に読み聞かせ活動の質的向上を図ります。

5. 護佐丸歴史資料図書館における取り組み

1) 現状と課題

これまで中城村には公共図書館がなく、村民は近隣の図書館を利用するほかありませんでした。平成28年5月、歴史展示室・資料図書室・防災避難施設など3つの機能を備えた複合施設として、待望の護佐丸歴史資料図書館が開館し、村民への図書館サービスを始めることになりました。

開館初年度は、資料図書室に約7万人が来館し、貸出等の利用は延べ2万人余、6万7千冊に及びました。村民一人あたりの指標で見ると、年間利用回数は1.0回、利用冊数は3.3冊となっています。

当館は、基本方針の一つに「村民の生涯学習・コミュニケーションの場・子どもの居場所づくりに供する」ことを掲げ、その中に「子どもたちが遊びながら本に触れられる居心地のいい施設とする」ことを謳っています。この方針に沿って、1階部分を子ども向けのスペースとし、幼児向けの絵本コーナーをはじめジュニア向けのYA(ヤングアダルト)コーナーを中心にまとめているほか、おはなしの部屋も設置しています。

子ども向けの取り組みとしては、毎月第2土曜日に子どものときから本に親しみ、本を楽しむ習慣が形成されることを願って、図書館職員による「おはなし会」を開催しています。また、ボランティアによる読み聞かせの開催、季節や行事等に合わせた展示コーナーの設置など、子どもが図書館を身近に感じ、本に触れる機会をできるだけ多く持てるよう取り組んでいます。

また、平成29年度からは村健康保検課が実施している乳児(8か月～11か月児)の一般健診時に、ブックスタート事業をおこなっています。これは、赤ちゃんと保護者が絵本を介して、穏やかな気持ちでふれあう時間を持ち、安心して子育てができる環境をつくることで、赤ちゃんが健やかに育つことを支援するとともに、絵本をプレゼントすることによって、読み聞かせや読書への関心を深めることを意図しています。同時に護佐丸歴史資料図書館の利用カードの作成・登録を勧めています。

このように、当館では子どもの読書活動を支援する取り組みをおこなっているとはいえ、必ずしも充分とはいえず、より多くの村民・村内の子どもたちに当館をいかに気軽に利用してもらうのかは大きな課題です。

平成28年度の当館の利用者のうち、子ども読書活動推進計画の対象となる18歳以下の子どもの利用状況を年代別割合に見ると、「6歳以下」が全体の9.9%、「7～9歳」13.3%、「10～12歳」7.7%、「13～15歳」1.9%、「16～18歳」1.1%となり、年代が上がるにつれて利用が減っています。このような状況は全国的に見られる傾向といわれており、子どもの読書活動の推進が提唱される所以でもあります。

また、平成29年11月に村立幼稚園の保護者を対象に実施したアンケートによると、「平成29年10月の1か月間に、お子様と一緒に護佐丸歴史資料図書館に行った回数」は「0回」が68.9%、「1回」が8.1%となっており、また、「平成29年10月の1か月間に、お子様に読んだ本のなかで、護佐丸歴史資料図書館でかりた本の冊数」は「0冊」と答えた人が71.6%に達しています。

村民に当館の意義や役割などについて、より一層周知を図り、理解してもらい、子どもの読書活動の推進に向けた取り組みを強化する必要があります。

2) 具体的な取り組み

- ① 子どものニーズを踏まえながら、絵本や児童書など図書資料の充実を図り、当館の利用促進に努めます。
- ② 「おはなし会」「読み聞かせ会」などの取り組みを充実させ、本に親しみ、読書活動の習慣化につながるよう支援します。
- ③ 学校図書館との連携を強化し、図書資料の貸出や学校授業での当館活用を積極的に推進します。
- ④ 地域公民館など関係機関・団体と情報交流を図り、出前講座や出張事業、当館利用など当館資源を活用した読書活動の環境づくりを支援します。
- ⑤ 「子どもの読書週間」「秋の読書週間」等の通年行事に合わせ、チラシやポスター、ホームページ、当館ブログ等を通じて読書活動の意義・役割等について周知を図ります。
- ⑥ 村内全域の子ども達が自分で行き来できるよう、図書館までの足確保としての公共交通網を含めた政策を検討・提案し、気軽に利用が出来る環境づくりに努めます。

第4章 計画の効果的な推進にむけて

1. 関係機関・団体との連携・協力

子どもの読書活動を積極的に推進するには、家庭・地域をはじめ保育園・児童館・学童・幼稚園・小学校・中学校・行政機関・公共図書館・関連する団体・ボランティアなど、関係機関・団体がお互いに連携・協力して取り組むことが必要です。

教育委員会が主体となり、関係機関・団体が一体となって取り組める推進体制の整備を図り、情報を収集・提供・共有・交換することにより、計画の実現を目指します。

2. 社会的気運の醸成

子どもの読書活動を推進し、関係機関・団体をはじめ地域社会の理解と関心を深めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた「子ども読書の日」（4月23日）、「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）に合わせて、関係機関等にポスターやチラシ等を掲示し、周知を図ります。

また、村のホームページや護佐丸歴史資料図書館、学校図書館でも多様な普及・啓発活動を積極的に推進します。

3. 財政上の措置

村は、本計画の推進に関する各種施策を実施するための必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

【資料編】

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2. 中城村子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、中城村子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、中城村子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、子どもの読書活動に関する調査・研究を行い、推進計画を策定し、教育長へ提出する。

(組織)

第3条 委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 生涯学習課長
- (2) 護佐丸歴史資料図書館長
- (3) 村立小・中学校長(代表)
- (4) 村立小・中学校図書館司書
- (5) 村立幼稚園(代表)
- (6) 村立保育所(代表)
- (7) 村PTA連合会長
- (8) なかよし児童館長
- (9) 読み聞かせボランティア(代表)
- (10) 護佐丸歴史資料図書館司書(代表)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長に生涯学習課長、副委員長に村立小・中学校長代表をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、選任の日から推進計画策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、計画の策定に関し、必要に応じ、広く意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、生涯学習課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

3. 中城村子どもの読書活動推進計画策定の経緯

<国・県>

平成 11 年 8 月	衆参両議院が平成 12 年を「子ども読書年」とすることを決議
13 年 12 月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立
14 年 8 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定
16 年 3 月	「第一次沖縄県子どもの読書活動推進計画(平成 16~20 年)」策定
20 年 3 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)」を閣議決定
20 年 6 月	衆参両議院が、平成 22 年を「国民読書年」とすることを決議
21 年 3 月	「第二次沖縄県子どもの読書活動推進計画(平成 21~25 年)」策定
24 年 12 月	「公共図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を改正
25 年 5 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」を閣議決定
26 年 3 月	「第三次沖縄県子どもの読書活動推進計画(平成 26~30 年)」策定

<中城村>

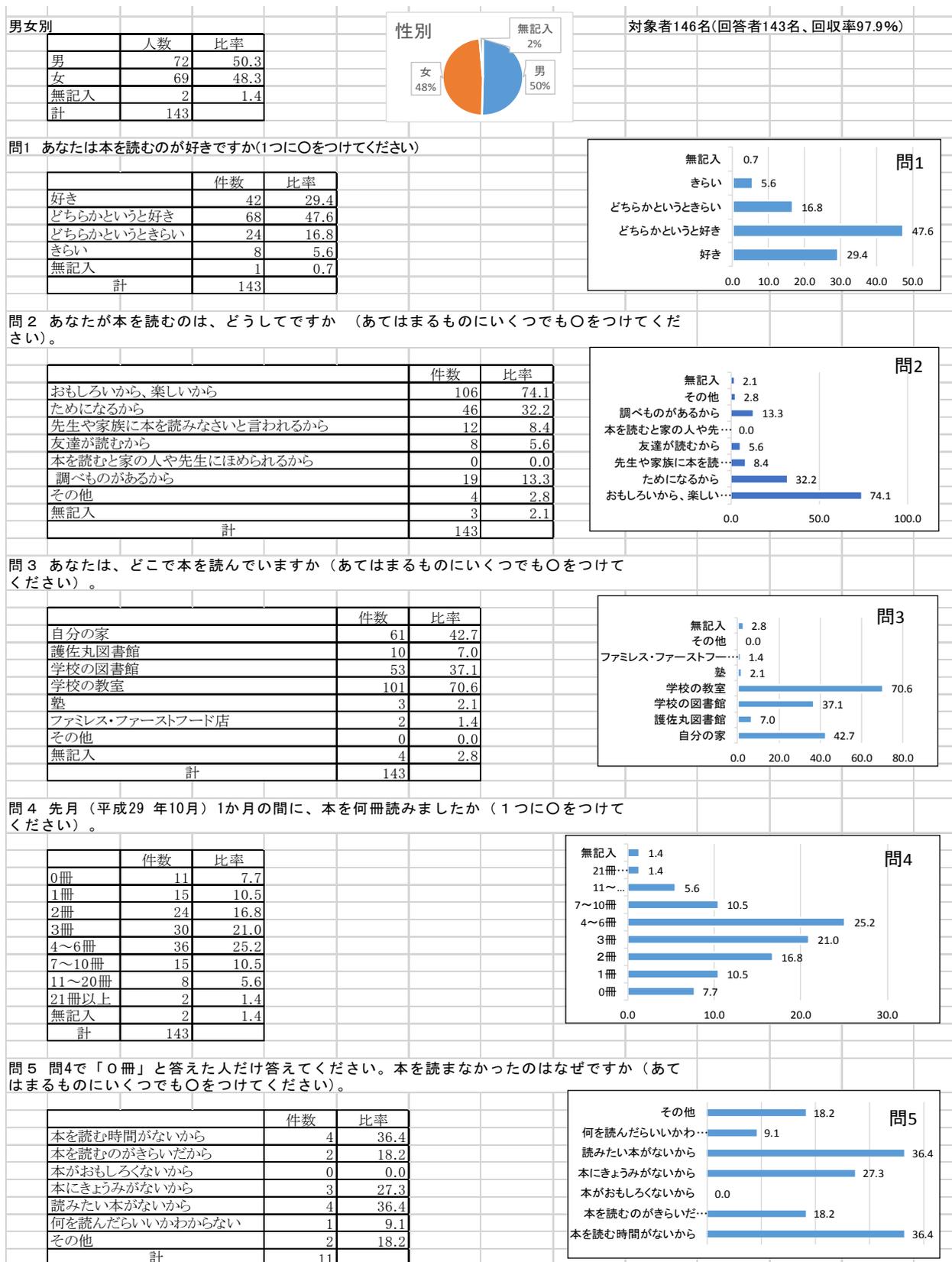
29 年 4 月	子どもの読書活動推進計画策定へ向けた協議 計画策定に関わる基礎資料の収集・整理(生涯学習課)
29 年 10 月	子どもの読書活動状況調査の実施(生涯学習課) 関連機関・施設に対する聞き取り調査実施 (学校図書館・保育所・子育て支援センター・児童館・幼稚園) 読書活動に関するアンケート調査実施 (村立幼稚園保護者・小学校 5 年生・中学校 2 年生を対象) 中城村子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱(案)作成 中城村子どもの読書活動推進計画(素案)作成
29 年 12 月	第 1 回中城村子どもの読書活動推進計画策定委員会 ① 委嘱状の交付 ② 子どもの読書活動推進計画について ③ 中城村子どもの読書活動推進計画(素案)について ④ 意見交換と策定までの日程確認
30 年 1 月	第 2 回中城村子どもの読書活動推進計画策定委員会 ① 中城村子どもの読書活動推進計画意見交換と最終案の確認
30 年 2 月	パブリックコメント実施
30 年 3 月	「中城村子どもの読書活動推進計画」中城村教育長へ提出

4. 読書活動に関するアンケート調査結果

別紙

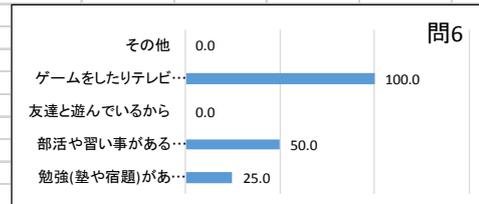
4. 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果(平成29年11月実施)

1) 村立中学校2年生



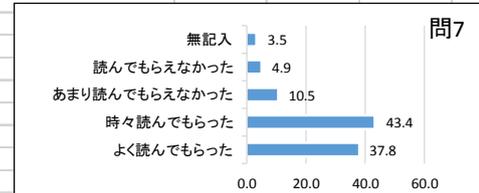
問6 問5で「本を読む時間がないから」と答えた人だけ答えてください。
なぜ本を読む時間なかったのですか（1つに○をつけてください）。

	件数	比率
勉強(塾や宿題)があるから	1	25.0
部活や習い事があるから	2	50.0
友達と遊んでいるから	0	0.0
ゲームをしたりテレビを見るから	4	100.0
その他	0	0.0
計	4	



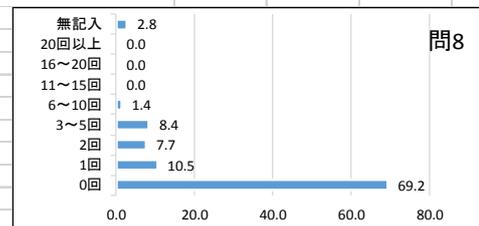
問7 あなたは子どものころ、家の人や身近な人に本を読んでもらったことがありますか（1つに○をつけてください）。

	件数	比率
よく読んでもらった	54	37.8
時々読んでもらった	62	43.4
あまり読んでもらえなかった	15	10.5
読んでもらえなかった	7	4.9
無記入	5	3.5
計	143	



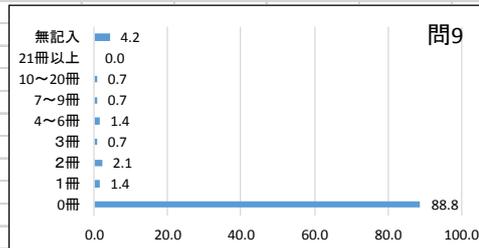
問8 先月（平成29年10月）1か月の間に、護佐丸歴史資料図書館に何回行きましたか（1つに○をつけてください）。

	件数	比率
0回	99	69.2
1回	15	10.5
2回	11	7.7
3～5回	12	8.4
6～10回	2	1.4
11～15回	0	0.0
16～20回	0	0.0
20回以上	0	0.0
無記入	4	2.8
計	143	



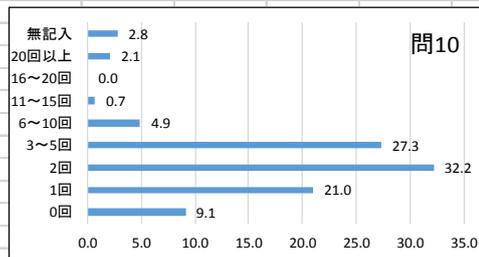
問9 先月（平成29年10月）1か月の間に読んだ本のなかで、護佐丸歴史資料図書館で借りた本は何冊ありましたか（1つに○をつけてください）。

	件数	比率
0冊	127	88.8
1冊	2	1.4
2冊	3	2.1
3冊	1	0.7
4～6冊	2	1.4
7～9冊	1	0.7
10～20冊	1	0.7
21冊以上	0	0.0
無記入	6	4.2
計	143	



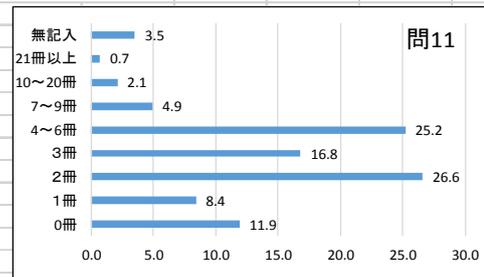
問10 先月（平成29年10月）1か月の間に、学校の図書館に何回行きましたか（1つに○をつけてください）。

	件数	比率
0回	13	9.1
1回	30	21.0
2回	46	32.2
3～5回	39	27.3
6～10回	7	4.9
11～15回	1	0.7
16～20回	0	0.0
20回以上	3	2.1
無記入	4	2.8
計	143	



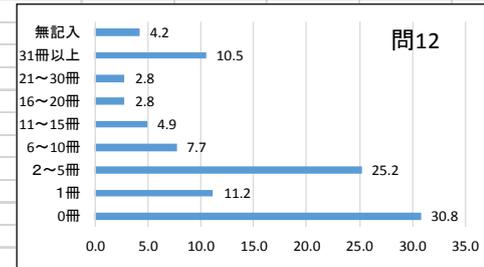
問11 先月（平成29年10月）1か月の間に読んだ本のなかで、学校の図書館で借りた本は何冊ありましたか（1つに○を付けてください）。

	件数	比率
0冊	17	11.9
1冊	12	8.4
2冊	38	26.6
3冊	24	16.8
4～6冊	36	25.2
7～9冊	7	4.9
10～20冊	3	2.1
21冊以上	1	0.7
無記入	5	3.5
計	143	

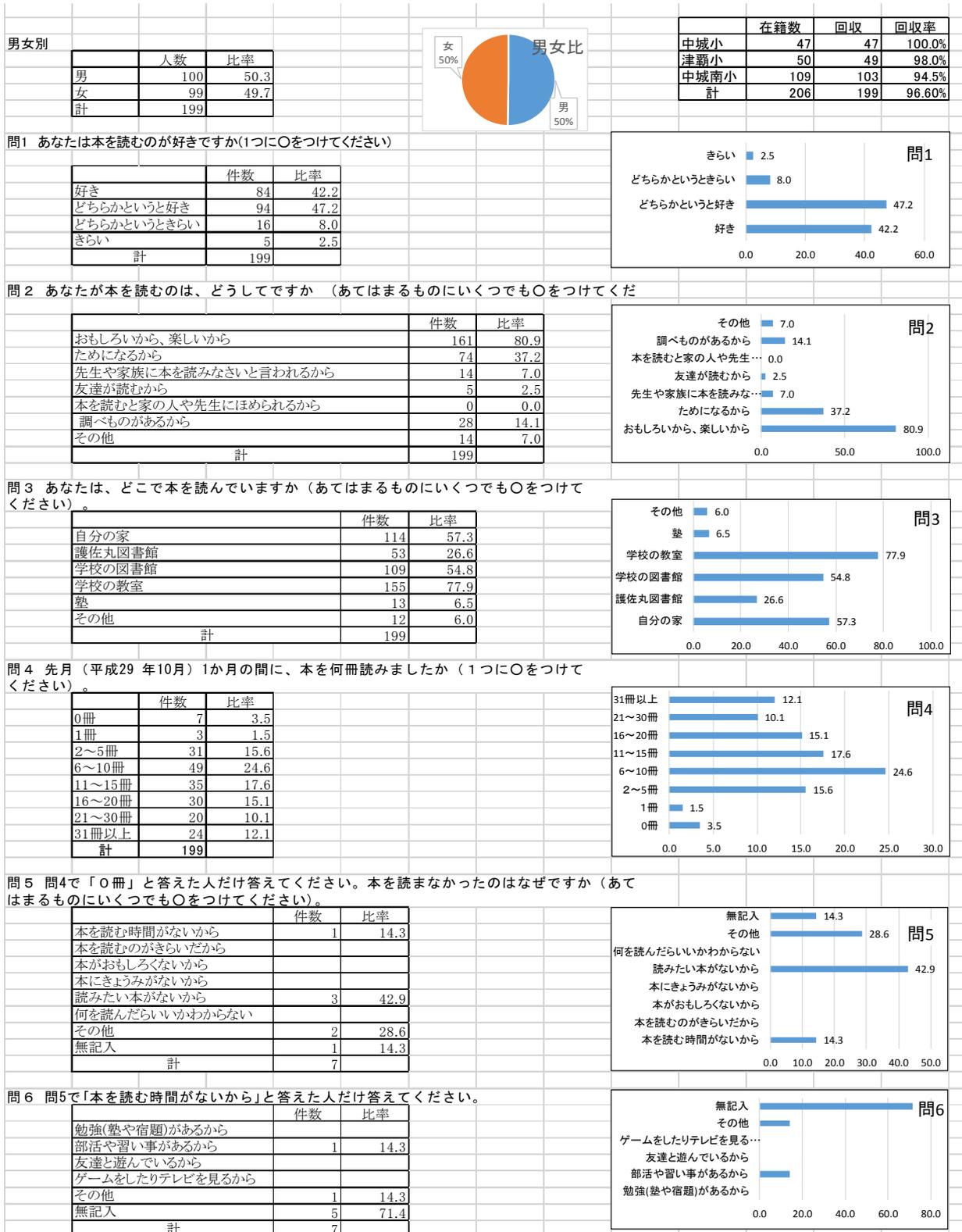


問12 先月（平成29年10月）の1か月の間に、マンガを何冊読みましたか（1つに○を付けてください）。

	件数	比率
0冊	44	30.8
1冊	16	11.2
2～5冊	36	25.2
6～10冊	11	7.7
11～15冊	7	4.9
16～20冊	4	2.8
21～30冊	4	2.8
31冊以上	15	10.5
無記入	6	4.2
計	143	

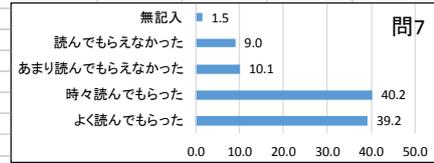


2) 村立小学校 5 年生



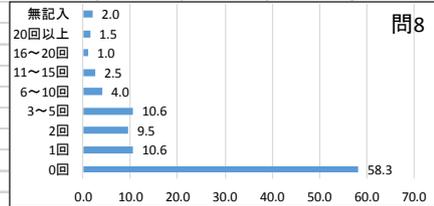
問7 あなたは子どものころ、家の人や身近な人に本を読んでもらったことがありますか（1つに○をつけてください）。

	件数	比率
よく読んでもらった	78	39.2
時々読んでもらった	80	40.2
あまり読んでもらえなかった	20	10.1
読んでもらえなかった	18	9.0
無記入	3	1.5
計	199	



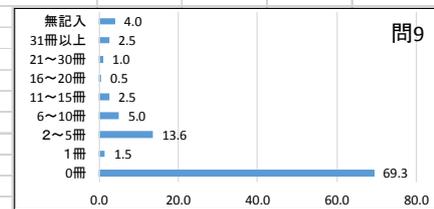
問8 先月（平成29年10月）1か月の間に、護佐丸歴史資料図書館に何回行きましたか（1つに○をつけてください）。

	件数	比率
0回	116	58.3
1回	21	10.6
2回	19	9.5
3～5回	21	10.6
6～10回	8	4.0
11～15回	5	2.5
16～20回	2	1.0
20回以上	3	1.5
無記入	4	2.0
計		



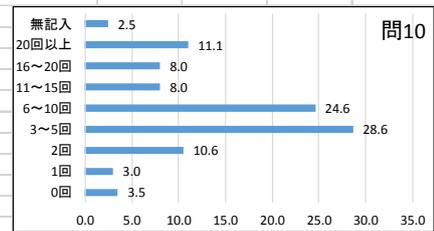
問9 先月（平成29年10月）1か月の間に読んだ本のなかで、護佐丸歴史資料図書館で借りた本は何冊ありましたか（1つに○をつけてください）。

	件数	比率
0冊	138	69.3
1冊	3	1.5
2～5冊	27	13.6
6～10冊	10	5.0
11～15冊	5	2.5
16～20冊	1	0.5
21～30冊	2	1.0
31冊以上	5	2.5
無記入	8	4.0
計	199	



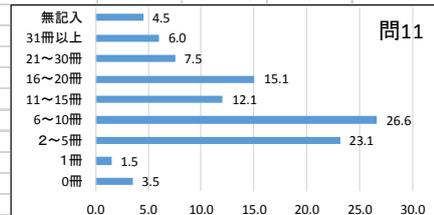
問10 先月（平成29年10月）1か月の間に、学校の図書館に何回行きましたか（1つに○をつけてください）。

	件数	比率
0回	7	3.5
1回	6	3.0
2回	21	10.6
3～5回	57	28.6
6～10回	49	24.6
11～15回	16	8.0
16～20回	16	8.0
20回以上	22	11.1
無記入	5	2.5
計	199	



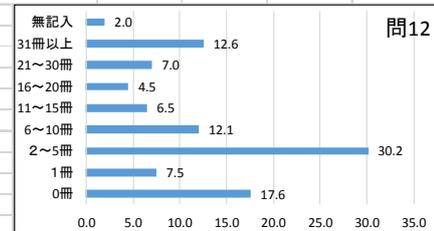
問11 先月（平成29年10月）1か月の間に読んだ本のなかで、学校の図書館で借りた本は何冊ありましたか（1つに○をつけてください）。

	件数	比率
0冊	7	3.5
1冊	3	1.5
2～5冊	46	23.1
6～10冊	53	26.6
11～15冊	24	12.1
16～20冊	30	15.1
21～30冊	15	7.5
31冊以上	12	6.0
無記入	9	4.5
計	199	

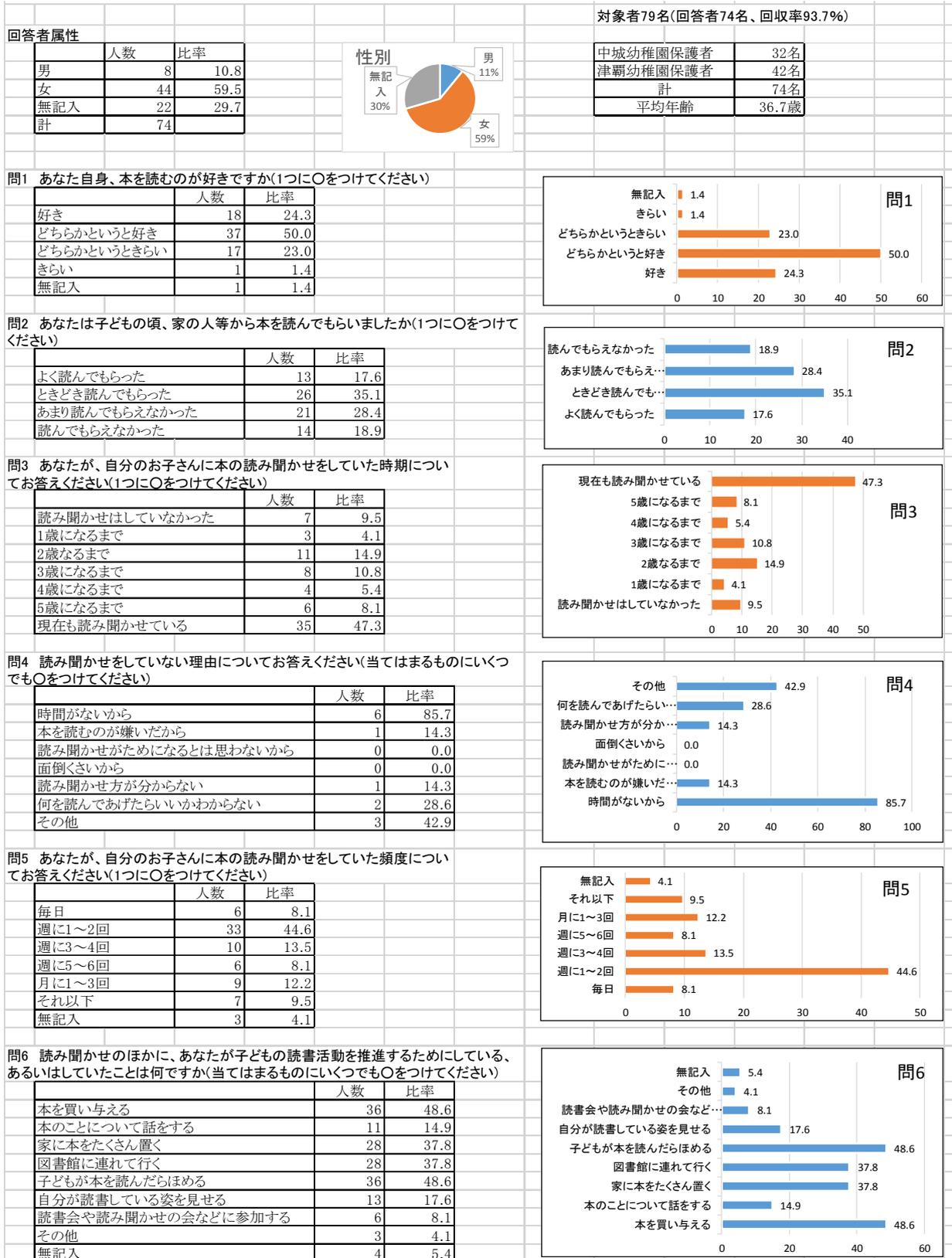


問12 先月（平成29年10月）の一か月の間に、マンガを何冊読みましたか（1つに○をつけてください）。

	件数	比率
0冊	35	17.6
1冊	15	7.5
2～5冊	60	30.2
6～10冊	24	12.1
11～15冊	13	6.5
16～20冊	9	4.5
21～30冊	14	7.0
31冊以上	25	12.6
無記入	4	2.0
計	199	



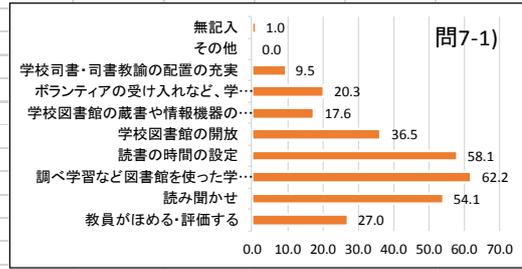
3) 村立幼稚園保護者



問7 読書活動を進めるために必要なことは何だと思いますか

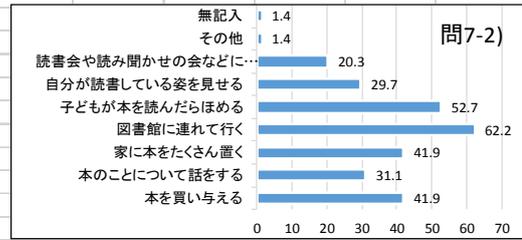
1)学校での活動(当てはまるものいくつかでも○をつけてください)

	人数	比率
教員がほめる・評価する	20	27.0
読み聞かせ	40	54.1
調べ学習など図書館を使った学習の充実	46	62.2
読書の時間の設定	43	58.1
学校図書館の開放	27	36.5
学校図書館の蔵書や情報機器の充実	13	17.6
ボランティアの受け入れなど、学校、家庭、地域の連携	15	20.3
学校司書・司書教諭の配置の充実	7	9.5
その他	0	0.0
無記入	1	1.0



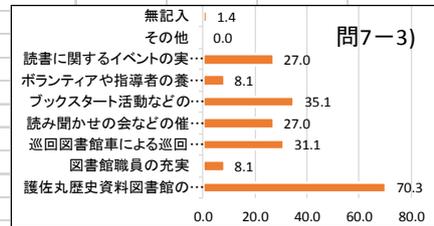
2)家庭での活動(当てはまるものいくつかでも○をつけてください)

	人数	比率
本を買い与える	31	41.9
本のことについて話をする	23	31.1
家に本をたくさん置く	31	41.9
図書館に連れて行く	46	62.2
子どもが本を読んだらほめる	39	52.7
自分が読書している姿を見せる	22	29.7
読書会や読み聞かせの会などに参加する	15	20.3
その他	1	1.4
無記入	1	1.4



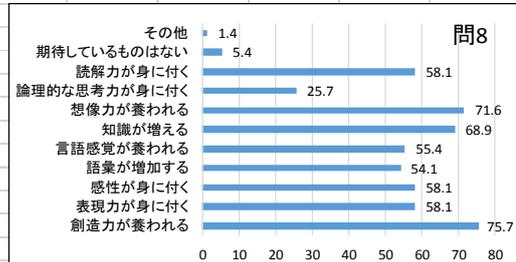
3)地域での活動(当てはまるものいくつかでも○をつけてください)

	人数	比率
護佐丸歴史資料図書館の児童コーナーの設置や児童書の充実	52	70.3
図書館職員の充実	6	8.1
巡回図書館車による巡回など身近に本に触れさせること	23	31.1
読み聞かせの会などの催し物の実施	20	27.0
ブックスタート活動などのはたらきかけ	26	35.1
ボランティアや指導者の養成・協力	6	8.1
読書に関するイベントの実施や広報活動の充実	20	27.0
その他	0	0.0
無記入	1	1.4



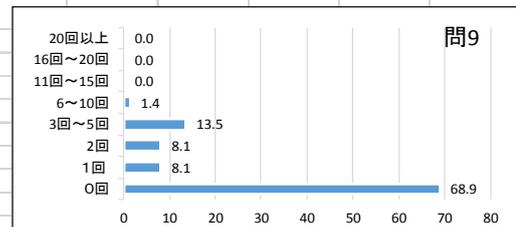
問8 あなたは子どもの読書に対して何を期待しますか(当てはまるものいくつかでも○をつけてください)。

	人数	比率(%)
創造力が養われる	56	75.7
表現力が身に付く	43	58.1
感性が身に付く	43	58.1
語彙が増加する	40	54.1
言語感覚が養われる	41	55.4
知識が増える	51	68.9
想像力が養われる	53	71.6
論理的な思考力が身に付く	19	25.7
読解力が身に付く	43	58.1
期待しているものはない	4	5.4
その他	1	1.4



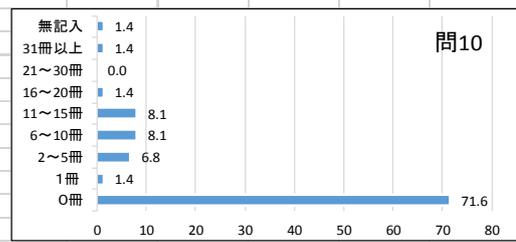
問9 先月(平成29年10月)1か月間に、お子様と一緒に護佐丸歴史資料図書館に何回行きましたか(1つに○をつけてください)。

	人数	比率
0回	51	68.9
1回	6	8.1
2回	6	8.1
3回～5回	10	13.5
6～10回	1	1.4
11回～15回	0	0.0
16回～20回	0	0.0
20回以上	0	0.0



問10 先月(平成29年10月)1か月間に、お子様に読んだ本のなかで、護佐丸歴史資料図書館でかりた本は何冊ありましたか(1つに○を付けてください)。

	人数	比率
0冊	53	71.6
1冊	1	1.4
2～5冊	5	6.8
6～10冊	6	8.1
11～15冊	6	8.1
16～20冊	1	1.4
21～30冊	0	0.0
31冊以上	1	1.4
無記入	1	1.4



問11 これまでにお子様と一緒に護佐丸歴史資料図書館を利用した回数は何回ですか(おおよそで結構です。1つに○を付けてください)。

	人数	比率
0回	26	35.1
1～10回	30	40.5
11～30回	12	16.2
31～60回	5	6.8
60回以上	0	0.0
無記入	1	1.4

